

琵琶湖流域下水道  
高島浄化センターコンポスト化事業

コンポスト売買契約書(案)

令和3年1月

滋賀県

日本下水道事業団

琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業  
コンポスト売買契約書（案）

- 1 件名 琵琶湖流域下水道高島浄化センターコンポスト化事業 コンポスト売買契約書
- 2 売買物件 品名：コンポスト  
品質・形状：
- 3 契約単価 コンポスト1tあたりの売買単価  
金 \_\_\_\_\_ 円 / t  
(うち取引に係る消費税および地方消費税の金額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- 4 契約期間 令和5年4月1日～令和25年3月31日まで
- 5 契約保証金
- 6 引渡場所 高島市今津町今津および新旭町饗庭地先  
高島浄化センター内

上記の売買物件(以下「物件」という。)について、売却者滋賀県(以下「県」という。)と、買受者(以下「特別目的会社」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、売却者が買受者その他との間で締結した令和〇年〇月〇日付基本協定書の定めるところに従い、次の条項によって、物件の売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

県 住所

氏名

特別目的会社 住所

氏名

売却者である滋賀県と、買受者である特別目的会社は、下記条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 本契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

- 2 本契約の履行に関して県と特別目的会社の間で用いる計量単位は、入札説明書等および技術提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。
- 3 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)および商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 4 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 本契約に係る訴訟については、大津地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 6 特別目的会社は、入札説明書等に記載された情報およびデータのほか、本契約締結時に利用しうる全ての情報およびデータを十分に検討したうえで、本契約を締結したことをここに確認する。特別目的会社は、かかる情報およびデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、またはコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、特別目的会社の当該情報およびデータの未入手が、入札説明書等の誤記等県の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(本契約の目的)

第2条 この契約は、県を売主、特別目的会社を買主とするコンポスト(県より供給される汚泥を用いてコンポスト化施設にて好気性発酵工程を経て製造した堆肥(生成物)のことで、要求水準書に示す性状を満足するものをいう。以下同じ)の売買に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。なお、詳細条件は、第6条の有効期限の各年4月1日から、当該年の翌年3月31日の1年度ごとに、この契約を定める条件を基本として、県と特別目的会社間で別途締結される契約(以下「年度契約」という。)に定めるものとする。

- 2 特別目的会社は、この契約の有効期間の全期間において、コンポストの適切な利用が継続されることが、県における将来的に安定したリサイクル施策、その他の公益事業に資するものであることを認識し且つ了解しており、コンポストの買取りおよびコンポストとしての利用を確保するものとする。
- 3 県および特別目的会社は、相互の立場を尊重し、各々誠実にその義務を履行する。

(コンポストの授受)

第3条 県はコンポストを製造後遅滞なく特別目的会社に有償にて提供し、特別目的会社は、提供されたコンポストが所定の基準を満たしていない場合を除き、県が製造したコンポストを全量買い取るものとし、速やかに引き取るものとする。

- 2 コンポストの授受の頻度、方法その他授受に必要な事項は、県と特別目的会社間で協議し

て年度契約に定めるものとする。

- 3 特別目的会社は、この契約および年度契約に基づき県から買い取るコンポストの全量を基本協定書第12条の定めるところに従って売却し、かかる売却先をして利用せしめるものとする。

(コンポストの価格)

第4条 コンポストの価格は、1トンあたり100円(税抜き)を下限とする。

- 2 前項の価格は、経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、コンポストとしての価値、引渡地までの運送に要する費用、その他所要の要素を考慮して、県と特別目的会社とで協議し年度契約において変更できるものとする。但し、1トンあたり100円を下回る価格に変更することはできないものとする。

(契約保証金)

第5条 特別目的会社は、コンポスト売買契約に係わる契約保証金として、コンポスト売買に係わる契約金額の10分の1の金額を納付する。

(コンポストの買取代金の支払方法)

第6条 特別目的会社は、維持管理・運営契約書第17条に規定する規定に合格してから10日以内に、月報に記載されたコンポスト製造量の買取単価(別紙1参照)を乗じて得た額を、コンポストの売買代金として県の発行する納品通知書兼領収書に基づき特別目的会社に納入しなければならない。

- 2 第1項の支払が遅れた場合、特別目的会社は、支払うべき額について遅延日数に応じ年2.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

(コンポストの利活用)

第7条 特別目的会社がコンポスト化物を県から購入し、肥料登録を行った上で販売すること。

(実績確認)

第8条 県がコンポスト利用に係る実績の確認を行う場合には、特別目的会社はこれに協力すること。

(天災事変等の場合)

第9条 天災事変その他やむを得ない事由のために県または特別目的会社の事業の継続が不可能または困難となった場合の取扱は、県と特別目的会社とで協議して年度契約に定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この契約の有効期間は契約締結の日から令和25年3月31日までとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、県は、基本協定書第19条の定めるところに従って基本協定を解除

したときは、この契約および年度契約を解除することができるものとし、当該解除により特別目的会社または第2条第3項のいう売却先その他の第三者に損害が生じても、県はその責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この契約に疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、年度契約においてまたは県と特別目的会社とで協議して定めるものとする。

(以下余白)

別紙1 年度別のコンポスト単価

年 度	コンポスト単価 (円/ t)
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	
令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	
令和13年度	
令和14年度	
令和15年度	
令和16年度	
令和17年度	
令和18年度	
令和19年度	
令和20年度	
令和21年度	
令和22年度	
令和23年度	
令和24年度	
合 計	